

令和5年度「山梨県介護の魅力 優良介護職員表彰」募集要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県（以下「県」という。）内の介護保険施設・事業所（以下「介護保険施設等」という。）に勤務する介護職員で、介護の質の向上に取り組み、他の模範となる優秀な職員に対して、知事が表彰することにより、県内における介護サービスの質及び介護職員のモチベーションの向上を図り、介護人材の確保・定着につなげることを目的とする。

(応募方法)

第2条 介護職員を推薦する介護保険施設等の長は、次の書類を受付場所まで持参又は郵送で提出すること。

- (1) 別紙様式 令和5年度「山梨県介護の魅力 優良介護職員表彰」推薦書
- (2) 山梨県介護の魅力 作文用紙 ※別紙「作文項目」を参照
- (3) 資格や研修受講等が確認できる資料 ※(1)の該当項目を選択した場合
- (4) 添付資料一覧（任意様式） ※(3)がある場合

2 応募の日程は次のとおりとする。

- (1) 応募受付期間 令和5年9月1日（金）から10月25日（水）まで
(郵送の場合は締切日の消印有効とする。)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時

(3) 受付場所 山梨県福祉保健部健康長寿推進課

3 提出書類については返却しないものとする。

4 申請者から提出された書類及び提供された情報は、本事業の審査及び付随する連絡にのみ使用する。

5 事務局は書類に不備や疑義がある場合、申請者に対し、説明及び追加資料の提出を求めることがある。この場合、申請者は事務局の指定する期日までに説明及び書類の提出を完了しなければならない。

6 提出書類に記載の無い取組は、審査において評価対象としないものとする。

(表彰の種類及び表彰数)

第3条 表彰の種類及び表彰数は、次のとおりとする。

優良介護職員表彰 10人程度

(欠格事項)

第4条 次のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) その他表彰することが適当でないと認められる者

(選考結果の通知)

第5条 県は、応募のあった介護保険施設等に対し、選考結果を文書で通知する。

(表彰)

第6条 県が令和6年1月以降に表彰式を開催し、賞状を授与する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。